

瓦版 えくれしあ

～ 集いの場 ～



目 次

- 1 . 労働基準法 - 3 (第5条・第6条)
- 2 . スペイン紀行. 6 (アンダルシア編：セビーリャ・アルカサル)  
広島 竹岡秀生
- 3 . ケラメイコス ～呼び子
- 4 . Drifting too Far
- 5 . 本の紹介 ピエタ  
大島真寿美 著
- 6 . 今月の言葉

労働基準法 - 3 (第5条・第6条)

外国人技能実習生を中心として

労働基準法の内、今回の条文まではあまり意識することもなく社労士の勉強をする中でも第5条の強制労働の禁止が労働基準法上一番重い罰則であると覚えておけばいい程度のことと考えてきました。しかし外国人労働者を支援する立場からみて今回の条文は外国人労働者、特に技能実習生にとっては切実な問題としてのしかかってきます。しかし会社との交渉の過程でこの条文に違反する問題を正面切って問題にしてもあまり意味がないのが実態です。それは労働基準監督署が罰則規定を適用すること事態考えていないし、告発の対象として真剣に扱わないことによります。前回は触れたように道交法違反と同様に違反があれば罰するとの立場をとれば労基法違反は大きく減少するといえますが愚痴としかならないのが残念です。

(強制労働の禁止)

第5条 使用者は、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によつて、労働者の意思に反して労働を強制してはならない。

【罰則：1年以上、10年以下の懲役又は20万円以上、300万円以下の罰金】

第5条は強制労働の禁止規定で、通達を見ると「『精神または身体の自由を不当に拘束する手段』とは精神の作用又は身体の行動を何らかの形で妨げられる状態を生じさせる方法をいう。『不当』とは本条の目的に照らしかつ個々の場合において、具体的にその諸条件をも考慮し、社会通念上是認し難い程度の手段の意である。したがって必ずしも『不法』なものだけに限られず、たとえ合法的なものであつても『不当』なものとなることがある。」(昭23.3.2基発381号)と解説しています。技能実習生はあくまでも技術の習得を目的として来日するにも拘らず労働者として実習先と労働契約を締結します。たいていが1年契約であり、当然事業主の腹一つで簡単に解雇されます。解雇されると自分

の研修目的に合致した職種への移籍先が見つからなければ帰国させられてしまいますし、また研修目的外の職種に従事している例も多く、そのことを技能実習生たちはよく知っている現実があるためこの問題は技能実習生の心の中で重い桎梏として押し掛かっています。当然、事業主や協同組合からの不当な扱いで帰国等不利益な扱いを受けた事例は彼らの間ではすぐ広まりますし、3年間の研修を無難に過ごすためには理不尽なことも我慢しなければならないというのが彼らの常識としてあります。同時に警察や弁護士が裏金で相手方に転んでしまうという信じられない国から来ておれば自分を守ってくれるものは何もない四面楚歌の状況に置かれていることを自覚しています。従って、事業主や協同組合からのオブラートにくるまれた言葉の端端にも恐怖感を感じるのは当然のことといえます。脅迫や強要で刑事告訴するのはハードルが高いといわれても、こうした状況を考えれば日本人にとっての一般論を技能実習生に適用すること自体が問題ではないかといえます。技能実習生は日本の経済の底辺を支える重要な低賃金労働者であるためごく普通の保護規定を置いてしまっても問題が大きすぎるため私達支援者を除いた関係者すべてが「見ざる、聞かざる、言わざる」に徹しているのが現状といえます。

通達は、「『精神または身体を不当に拘束する手段』とは精神の作用又は身体の行動を何らかの形で妨げられる状態を生じさせる方法をいう。」とっており、直接的に労働に縛り付ける場合のみではなく、研修目的外職種での研修のようにこの問題を提起すること自体が自分の首を絞めてしまうといった問題にまで範囲を広く考えてもいいのではないかと考えます。要するに技能実習生については人権問題と同様と考えていいのではないのでしょうか。技能実習生にとってこれに該当する事例として次のようなものが挙げられます。

パスポートの取り上げ、強制貯金、時間外手当の後払い、高額な敷金、常套句としての「帰国させる」との脅し、人里離れたゴルフ場の仮設建物に住まわせること、携帯電話所持また教会に行くことの禁止など・・・最後のものについては純然たる人権問題で直接この条文に該当しないとも言えますが、残業代問題等の知識や支援者情報の取得を阻止し、労働に縛り付けることを目的としているため間接的にはこの条文違反に含めてもいいのではないかと思います。技能実習生制度が「現代の奴隷制」と呼ばれるのもこの条文違反からといえます。

(中間搾取の排除)

第6条 何人も、法律に基いて許される場合の外、業として他人の就業に介入して利益を得てはならない。

【罰則:6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金】

この条文は、就職の世話をするとき、商売としてお金をとってはいけません。お金をとるのであれば職業安定法に基づいて有料職業紹介所の許可を得る必要があることを意味しています。このことから協同組合は合法的に技能実習生を会社に送り込むために無料職業紹介所の許可を得ています。協同組合は労働者の紹介自体では報酬はとらないとしても毎月管理費として一人当たり3万円前後会社から徴収しています。技能実習生は最低賃金で契約しているのが一般的ですが、この管理費を加えると16万円弱の賃金となり、日本人の正規職員の最低の賃金水準と同程度となります。この条文自体昔の口入屋の存在を排除するものであるため「就業に介入して」とは就職から退職まで第三者の関与を否定するものでしょうからこの管理費を徴収している協同組合はこの条文に違反していると考えられないのでしょうか。これ以外にも帰国した後に請求する厚生(国民)年金脱退一時金の手続きを送出機関が代行して30%程度の手数料をとっていることもこの条文との関係で考えれば問題がないとも言えませんが、日本国内の問題ではないため適用することはできないとしても、送出機関は出国時に保証金を徴収することが制度上禁止されていることと併せて考えれば制度上禁止すべき問題といえます。また帰国時には年末調整をすることとなっていますが、この手続きは日本国内に租税代理人を立てて行う必要があります。この租税代理人については「業」として行うのは税理士に限定されています。しかし個人でこれを請け負っている人もいますし、協同組合が行っている場合もあります。実際どのように処理されているのかわかりませんが協同組合が手数料をとっているとすればこの条文違反とともに税理士法違反となります。蛇足ですが、住民税を普通徴収扱いとして帰国時に会社が一括徴収している例に時々遭遇します。なぜ特別徴収として毎月賃金から徴収しないのか不思議です。徴収したものを市町村に

支払っていないのではと邪推してしまいます。住民税の一括徴収は技能実習生にとっては訳の分からない徴収金としてトラブルの元になり、これが原因で相談に来て逆にいろいろな問題が見つかった例もありました。この問題で勇気のある技能実習生が某市役所に交渉に行ったら「支払わないでも良い。」との回答があったと聞いたことがあります。このことについて別な市役所に電話してみたところ「帰国先まで追いかけないからでは。」との回答がありました。後日この問題で相談に来た技能実習生に市役所と交渉させたら「払わなければいけない。」の一点張りだったそうです。普通徴収ですから会社が徴収して支払うべきものでなく、本人が直接支払うものであるため会社から納付書だけ受け取っておけばいいと言えます。ただこうした不明朗な扱いが、説明不足、意思疎通を欠いたことからの会社や協同組合に対しての不信感が原因となって大きな問題となるケースが少なくないのが現状と言えます。

## スペイン紀行. 6 (アンダルシア編: セビーリャ・アルカサル) 東雲クリニック 竹岡秀生

### 今までのいきさつ:

今、私はセビーリャ・ヒラルダの塔に登っています。階段ではなくグルグル登り道です。

今までの“いきさつ”をお話します。

私はスペイン旅行中でしたが、マドリッド発コルドバ行きの新幹線 AVE 車内からカルメンという怪しい魔性の女に付き纏われ、大切なエクレシア原稿を乗っ取られてしまいました。

彼女はプロスペル・メリメの小説では死んだはずだったのですが、どっこい、その魔性で甦って、何と現世を彷徨い、いやウロツキ回り、失礼! 周遊しながら歴史学の実地研修中とのことです。

コルドバ、セビーリャのスペイン広場・カテドラルと付き纏われ、先月は何とか「国立西洋美術館の感想文」で逃げきりました。しかし、今月はセビーリャに戻ったので、また捕まると思います。「六根清浄」やれやれ息切れ・ヒラルダの塔頂上はもう少しです。また悪寒と戦慄が走りました。彼女はここで待ち構えているようです。

### まったく、もう!! 最低!!

もう!! この美しい“魔性の悪女”を一ヶ月間も待たすなんて最低!!

“魔性”から“ろくろ首女”に変身する寸前だったわ。まあ、先月は「国立西洋美術館ゴヤ」だったから、



寛容の心で“特別に”許してあげるわね。

### ヒラルダの塔からアルカサルへ:(写真1)

さて、今日はアルカサル(セビーリャ王城)に行きましょう。このヒラルダの塔から見て南側、中庭のある城壁がアルカサルです。

### ライオンの門~宮殿:(写真2・3)



赤い城壁のあるライオンの門から入ります。宮殿は、何となくオリエントの雰囲気漂いますね。

### アルカサル・アラベスク模様:(写真4・5・6・7・8・9・10)

セビーリャは13世紀からレコンキスタの中心となりましたが、アルカサルがまさにその拠点でした。ここを整備したのはカスティーリア国王ペドロです。





竹岡さんが“呆気にとられている”のは無理もありません。レコンキスタの中心拠点なのでさぞかし“ガッチガチ”のゴシック建築かと思いきや、全くアラベスク・イスラム様式です。

グラナダや他の土地からイスラム職人を呼び寄せ、あのアルハンブラを意識したと思われる構造が随所に見られます。「乙女の中庭」なんかは、まさにアルハンブラを髣髴。「大使の間」の天井は“もはや大宇宙”。宮殿内を彩るアラベスク模様をご堪能下さい。

でも、あまり天井ばかり見ていると頸が痛くなりましてよ！

### アルカサル庭園：(写真 11・12)



### アルカサルから見たヒラルダの塔：(写真 13)

バンデーラの中庭から見たヒラルダの塔です。



### ユダヤ人街：(写真 14)



国王は宗教よりも政策本位、王宮近くにユダヤ人街がありますが、金融のセキュリティキーや経済情報収集の有利な処置と思われます。

多様な価値観、寛容な政治体制は、優れた文化を生み出しました。

さて、次回はカルモナ。アラブ式城塞のパラドールからです。城塞からのアンダスシアの景色は一見ですよ。

## ケラメイコス

### 呼び子



小さな人形に関心を持ち出すとそれなりに目に付いてきます。またそれぞれの用途も違ったものが出てきました。これは普通の傭と思っていたら「呼び子」となっており、吹き口が背中に、吹き出し口が頭にあります、実際吹いてみると音も出ますし、昔の人がポケットに入れて持ち歩いていたのか、子供のおもちゃだったのでしょうか。高さは7 cm 程で、

茶褐色の胎土に白泥で化粧掛けをした磁州窯。時代は金(800年前)ごろとのことですが、磁州窯は長い年月や焼かれ続けてきていたのでこの前後のお墓か窯址から出てきたのならばそうかもしれません?白と黒の対比と柔らかい地肌・・・磁州窯は日本人好みのひとつですね。

## DRIFTING TOO FAR

### 孤立無援、無教会、よりそい

ここ数年外国人労働者の労働問題に関心を持って右往左往してきました。本の中の世界が目の前に展開することは非常に面白い経験であると同時に、非常に神経をすり減らすことでもありました。当然、相手方に対してばかりでない、こちらの外国人に対しても正確な情報を伝えてくれているのか、都合の悪いことは隠しているのではないかと疑心暗鬼になってしまいます。さらに言葉の壁もあり、正確に通訳してもらっているのか、通訳する人の主観が入っているのではないかと疑いも常につきまといてきます。国が違えば同じことであっても感じ方はまったく違うということもあります。最少のうちには全てが初めてのことであり猪突猛進しかありません。年数が経過するにつれてそれなりに信用もされてくると複雑な問題も出てくるし、件数も増えれば一人では対応が難しくなります。保護せざるを得なくなると住む場所の確保も必要ですし、生活費はどうするか、区役所やハローワークへの手続きそして弁護士に依頼するとなるとかなり時間をとられます。当然本業は全くできなくなってしまい、一歩ひかざるを得ないと感じたのが一昨年の暮れのことでした。このときは年末の中国人留学生の解雇の問題から、引き続いて新しい問題が次々発生し、そうした思いはどこかに消えて行ってしまいました。

これまでも支援体制をつくらなければならないと訴えながら進展はないまま過去にない大きな問題が次々と発生し、警察への告訴、裁判、労働審判、傷病手当金の手続きやハローワークへの対応など時間をとられることになりました。同時に活動のための基金をつくる目的で立ち上げた「フィリピン人労働者を支援する会」がフィリピン人や教会からの支援が全く受けられなかったことは痛切に孤立無援感を感じざるを得ませんでした。同時に、基金づくりに協力してくれた教会とは関係のない多くの友人たちからの多額な支援に力づけられるとともに教会・信仰の問題を再検討する方向に追いやられることになり、これまで感じていた方向に大きく舵を切らなければならない状況となってしまいました。無気力感が増す中で、決定的な契機となったのは12月24日のミサを忘れてしまったことと、年賀状を出す気力もなくなったことでした。年が明けて外国人の問題から手を引くと教会に宣言することで精神的にかなり楽になりましたが、外国人の問題が終わったわけではなく、むしろ福山の教会でセミナーを開催するなど活動範囲が広がる方向に進んでいます。しかしこれは福山の教会から支援が得られることとユニオンの支援を受けることができる体制ができたことが背景にあります。一通りの調査をして問題点を掴んだ後は、ユニオンに解決を委ねるといふこれからの一つのモデルと考えています。しかしそれとは別に最初の交渉段階から弁護士と共同するというモデルも必要と考えています。



こうした経緯から矛盾する話ではあるのですが教会内の無教会主義が可能かどうかと考えています。結婚式はキリスト教、お葬式は仏教という日本人のメンタリティーからはこうした鵠的なきらいな考えも有りかと考えています。ただどのような立場に立とうと自分一人では何もできないのは事実ですし、よりそう何かがなければいけません。そうした立場をとることによって少なくとも教会に期待する気持がなくなり、孤立無援との気持ちも解消し、精神衛生上私にとっては都合がいいといえます。私にとって神は信じるか信じないかの問題ではなく、存在を疑う必要がない存在であるため洗礼を受ける必要性自体感じていなかったし、カトリックの傘の中で信仰の「形」を見つけないと気持ちから洗礼を受けたに過ぎないため「神 私」の関係が信仰の前提であたため無意識的な無教会主義だったともいえます。ただ、神という存在とは別に、人は一人では生きていけず常に寄り添う誰かが必要になります。孤立無援の中を生きるだけの力は私にはないし、これからどのような方向に進むかがこれからの課題としてあります。とりあえずはこれまでお座なりになっていた本業に復帰して立て直しを図ることから始めることにしましょう。遅くないことを祈って・



# 本の紹介

ピエタ

大島真寿美 著 ポプラ社 1500円

ピエタというとサンピエトロ大聖堂にあるミケランジェロのピエタ像を思い出します。わが子が死んだことの悲しみと新しい世界の始まりへの思いを内に込めた静謐な雰囲気自然と頭を垂れてしまいます。ピエタとはイタリア語で哀しみや慈悲を意味することだそうですが、この本の題名のピエタは捨てられた子供たちを育てているピエタ慈善院を意味しています。この本の背骨となるテーマは生きる喜びと他への思いやりや社会とのかかわりではないかと感じています。物語は、ヴェネツィアにあるピエタ慈善院で音楽を教えていたビバルディの楽譜に学生が詩を走り書きした一枚の古い楽譜を探すことを通じて様々なことが掘り起こされていきます。静かな文章で淡々と進んでいき、時間の飛躍や新しいことが突然入り込んできても違和感もなく自然に受け入れながら何時の間にか引き込まれて読み進んでいきました。登場人物は全て善人で、前を向いた生き方をしています。全ての人々が今を精一杯楽しんで生きています。取り立てて慈悲、慈愛といったものは表に出てくるわけではないのですが、物語の進むのに併せてモザイクが組み立てていかれ、慈悲、慈愛の物語として完成していきます。最後の場面はこれまでの問題が全て解決し楽譜の裏に書かれた詩が歌いあげられ一人の死が悲しみとともに新しい生活への賛歌のように高まっていきます。最初に触れたピエタ象のように悲しみとともに私たちに暖かく包み込んでくれるお話です。ただピエタ像と違うのはもう一步踏み込んでアメリカ独立を描いた 絵を思い浮かべるような力強さ最後に感じさせてくれます。

私たちが一生懸命生きればいろいろな情報網が出来上がっていき、ジグソーパズルのように思いもかけなかったような絵ができあがっていきます。自分が動くことで新しい世界が開けててくれることを教えてくれる小説として読んでみるのもいいかもしれません。

## 言葉

神と人間の関係は二通りあって、一つは、一人の神対一個の人間、という立場であります。もう一つは、エクレスシア(集り)として神と対する社会的な関係であります。この両方が神対人間の関係になるのでありまして、そのうち一つだけでは不完全と言わなければなりません。だから無教会主義を徹底するというならば、一方において一人一教会という言葉は不完全としましても、神の前に立つのは一人である。個々の人が直接に神に連なるのだという信仰に徹底すること。もう一つは社会的に神対人間を考えて、エクレスシアの霊的意味に徹底することを要します。エクレスシアとは、一人一人が個別的に神の前に立ち直接に神に連なるところのその純粹に個である者が、愛によって連なったものである。これがエクレスシアの本質である。制度であるとか、組織であるとか、約束であるとか、そういうもので作り上げた人為的な団体ではない。無教会主義の考えるエクレスシアは、個に徹底した人間の愛による霊的な結合である。無教会主義の徹底とは、かかるエクレスシア観に徹底することです。

矢内原忠雄著 無教会主義キリスト教論 P 6 6

## 発行所

医事業務支援センター・小松社会保険労務士事務所

テニスサークル アレオパゴス会議

〒734-0045 広島市南区西本浦町 14-11-511

携帯 090-7590-0215 Tel・Fax 082-285-9039

e-mail [k.komatsu@do.enjoy.ne.jp](mailto:k.komatsu@do.enjoy.ne.jp) <http://srk2002.com/>

平成24年 3月 1日 発行